

改正概要説明書	
国名： ノルウェー	法令名： 意匠法
改正情報： 2013 年 7 月 1 日施行	
改正概要：	
<p>1. 民事訴訟手続に関する改正</p> <p>ノルウェー特許庁審判部の審決の取消についての訴えの提起は、国(ノルウェー王国)が請求のあて先とされるべき旨の規定が導入された(第 39 条)。また、意匠権の侵害に関する訴訟については、オスロ地方裁判所に提起すべき旨の規定が導入された(第 46 条)。</p>	
<p>2. 意匠権の侵害に対する救済規定に関する改正</p> <p>意匠権の侵害行為若しくは侵害を構成する蓋然性の高い一定の予備的行為を行った者又は当該行為を幫助した者に対して、</p> <p>(1) 侵害行為等の停止又は予防の請求することができる旨の規定(第 39a 条)、</p> <p>(2) 意匠権を侵害する製品又はその材料若しくは設備について廃棄等の侵害行為防止措置を請求することができる旨の規定(第 41 条)、</p> <p>(3) 裁判所が、侵害者の費用負担によって判決内容を情報伝達するよう命ずることができる旨の規定(第 41b 条)</p> <p>が導入された。</p> <p>侵害行為があった場合の賠償額の算定方法に関する規定が導入された(第 40 条)。</p> <p>侵害行為が認められた場合であっても、当該行為が善意によるものであった場合には、補償金の支払いを条件として、裁判所は、意匠権の存続期間中における登録意匠の実施を被告に許可することができる旨の規定が導入された(第 41a 条)。</p>	
<p>3. 刑事罰の強化に関する改正</p> <p>懲罰刑の上限が 3 月から 3 年に改正された。罰金額の算出根拠に関する規定が導入された。公共の利益に関する意匠権侵害罪が、非親告罪となった(第 44 条)。</p>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第39条 ノルウェー工業所有権審判部の決定に対する裁判所の審理 「法的手続は、審判部により代理される国家に対して提起する。」が追加された。 ・ 第39a条 侵害の禁止 意匠権侵害に関する新設条文である。 ・ 第40条 意匠侵害に対する賠償及び損害賠償 意匠権侵害の損害賠償に関する規定が変更された。 ・ 第41条 侵害の防止措置 意匠権侵害の差止請求に関する規定が変更された。 	

・ **第41a条 実施の許可**

意匠権侵害に関する新設条文である。

・ **第41b条 侵害事件での判決に関する情報の伝達**

意匠権侵害に関する新設条文である。

・ **第42条 登録前の使用**

公開後の実施が「公開された後であるが登録の公告前」の実施に明確化された。
準用規定が「第40条及び第41条」から「第39a条，第40条第1段落から第3段落まで及び第5段落，第41条，第41a条及び第41b条」に変更された。

・ **第44条 罰則**

意匠侵害の罰則規定が変更された。

・ **第46条 強制的裁判地**

オスロ地方裁判所に提起すべき訴訟事由に「意匠侵害に関する民事訴訟」が追加された。